

自動車検査独立行政法人の見直し

平成27年9月10日

国土交通省

自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）は、自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準（自動車の安全・環境基準）に適合するかどうかの審査を実施している。

同業務は、自動車の保安基準への適合性がその使用過程においても適切に維持されているかどうか等を審査するものであり、自動車の安全の確保及び環境の保全に資する社会的に重要な業務である。

検査法人の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつなげるよう、以下の見直しを行う。

第1 事務及び事業の見直し

1. 自動車検査業務

自動車の設計段階から、新車、使用過程の段階までの業務の一体的な実施により、車検時の不具合情報の活用による基準の改善や迅速なリコールの実施、研究部門の知見を活用した革新的技術に対応する検査手法の開発等の連携を可能とすることで、政策実施機能の強化を図るため、以下の措置を講ずる。

（1）業務の一体的実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定等）に基づき、検査法人及び独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」）を統合し、自動車の設計段階から、新車、使用過程の段階までの業務を一体的に実

施することとする（平成28年4月1日統合予定）。

第2 業務実施体制の見直し

（1）組織形態の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等に基づき、検査法人と研究所を統合し、中期目標管理型の独立行政法人自動車技術総合機構を設立する（平成28年4月1日統合予定）。

（2）組織体制の整備

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等に基づき、統合後の新法人は、国から移管される登録関係業務を適正かつ円滑に実施するための所要の体制を確保する。

（3）支部・事業所等の見直し

引き続き、業務量等に鑑み、統合後の事務所等の要員配置の見直しを行う。

（4）業務運営体制の整備

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

統合が定着した後に、総務部門の組織や経費の合理化に取り組む。

また、法人のミッションを有効かつ効果的に果たすため、引き続き内部統制システムの充実、及び監事機能（監査）の実効性の向上に努める。

加えて、専門案内員の拡充等による不慣れな受検者への案内の徹底、ヒヤリハット事例の共有・収集と議論の活発化、受検者向け案内の掲示・表示の改善等を不断に進めることにより受検者の安全性及び利便性の向上を図る。

第3 その他組織・業務全般に関する見直し

（1）電子化の推進

決裁等の事務的な処理の電子化、情報の共有化・再利用化を引き続き可能な限り推進する。

また、「3次元測定・画像取得装置」及び「自動車審査高度化施設」を導入・運用をする「検査の高度化」の運用を開始した。その効果については効率性も含め定量的検証しているところであり、今後その結果をホームページなどで公表する予定である。

(2) 調達合理化

引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、本部内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、自動車検査業務の効率的実施のために、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において、明確化する。

(3) 給与水準の適正化

引き続き、給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえた柔軟な取り扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

(4) 保有資産の見直し

引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(5) 自己収入の確保

引き続き、研修施設の有効活用を図り、不断に見直しを行う。

(6) 官民競争入札等の導入

検査機器の保守管理業務に関し、第一段階として、関東検査部管内（平成23年度～平成27年度）及び中部検査部管内（平成26年度～平成27年度）、北陸信越検査部管内（平成26年度～平成27年度）において民間競争入札を実施した。関東及び中部検査部管内は新規に契約したが、北陸信越検査部管内においては、入札不落であったため、従前の方法により業務を実施したところであり、引き続き民間競争入

札に取り組むこととしている。

上記の民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について全国への拡大を検討する。

(7) 中期計画予算の作成

引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

(8) その他

上記(1)～(7)のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。